

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

【1】都市福利施設の整備の必要性

（1）現状分析

本市の中心市街地は、旧城下町を中心に国の出先機関である水戸地方裁判所土浦支部、水戸地方検察庁土浦支部、関東地方整備局常総国道事務所等や、県の土浦警察署、市の本庁舎、図書館・市民ギャラリー、市立博物館、亀城プラザ等が数多く集積している。また、土浦駅前の再開発ビルには県南生涯学習センターや総合福祉会館（青少年センター、こどもランド、高齢者生きがいセンター、老人福祉センター、障害者自立支援センター、おもちゃライブラリー、ボランティアセンター等）などが立地するとともに、第一期計画における土浦駅前北地区再開発事業の中で、図書館と市民ギャラリーを整備した。亀城公園と連絡する駅前通りには金融機関や宿泊機能が多数集積し、中心市街地が茨城県南地域の経済・教育・文化の拠点としての役割を担っている。

（2）都市福利施設の整備の必要性

土浦駅を中心とする公共交通の結節点というメリットを有するこの駅前地区において、駅前広場を取り囲むように、市役所、図書館等の公共公益施設を集約したことにより、市民を始めとする利用者にとって、利便性の高い環境が形成されつつある。今後は、市民ニーズとしても寄せられている子育て支援施設の中心市街地への配置を進めるとともに、都市機能集約による利便性を維持するためには、国や県の出先機関等における建物移転・更新時期が来た際には、中心市街地へ引き続き立地するよう積極的な誘導を行う必要がある。

（3）フォローアップの考え方

基本計画に位置付けした事業等の進捗状況について適時確認を行い、目標指標への効果を意識しながら、状況に応じて事業の進捗のための措置を講じる。

【2】具体的事業の内容

（１）法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

（２）①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

（２）②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

（３）中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

該当なし

（４）国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
No. 15【事業名】 まちなか子育て支援事業 【内 容】 中心市街地への子育て支援施設の移転整備 【実施時期】 令和元年度～5年度	土浦市	市の郊外部から中心部に子育て支援センターの移転することで、都市化の進んだ地域に居住する子育て世帯への支援を充実するとともに、中心市街地に子どもたちの元気な姿・明るい声のあふれる施設を整備することで、若い力による活性化を図る。 このことは、まちなか居住の促進や来訪者を増やすことを目的とする中心市街地の活性化に資する事業である。	◆支援措置 該当なし ◆実施時期 —	
No. 16【事業名】 都市福利施設立地促進事業 【内 容】 国や県の出先機関や関連施設の統合・建替・移転等の際に、設置先を中	土浦市	本市には、国の出先機関である水戸地方裁判所土浦支部、水戸地方検察庁土浦支部、関東地方整備局常総国道事務所、県の施設である県南生涯学習センターなどの都市福利施設が多数立地していることから、それらの施設または同様の施設が更新時期を迎え、統廃合や建替えが必要となった場合、コンパクトシティ化の観点から、引き続き	◆支援措置 該当なし ◆実施時期 —	

心市街地に誘致する 【実施時期】 平成 26 年度～		中心市街地に立地する、もしくは中心市街地に移転し、施設の集約がなされることが望ましい。 そのため、中心市街地の低・未利用地を中心に、国等の機関の動向を踏まえながら、積極的な誘致活動を行っていく。 本事業は業務機能の強化を目標とする中心市街地の活性化に資する事業である。		
---	--	---	--	--